

春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成１７年条例第１６８号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料) 第３条 教育長の給料は、月額 <u>761,000円</u> とする。	(給料) 第３条 教育長の給料は、月額 <u>763,000円</u> とする。

附 則

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。